

鳥取県内水面漁場管理委員会の委員候補者の評価に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、鳥取県内水面漁場管理委員会の委員の公募に応じた者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するために必要な事項を定める。

(評価委員会)

第2 委員候補者の評価は、委員候補者が募集人数を上回る場合、又は知事の求めにより鳥取県内水面漁場管理委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で行う。

2 評価委員会は次に掲げる3名の構成員をもって組織し、委員長は農林水産部水産振興局長とする。

- (1) 農林水産部水産振興局長
- (2) 農林水産部水産振興局漁業調整課長
- (3) 農林水産部水産振興局水産振興課長

3 会議は、非公開とし、委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(評価方法)

第3 委員候補者の評価は、漁業者又は漁業を営む者を代表すると認められる者（以下「漁業者代表委員という。」）及び水産動植物の採捕、養殖又は増殖する者の代表（以下「遊漁者等代表委員」という。）、学識経験を有する者（以下、「学識経験委員」という。）の区分ごとに、次の各号に掲げる手順に基づき行うものとする。

(1) 評価委員会の委員は、応募に伴い提出された書類をもとに、委員候補者毎に別表に掲げる評価項目について、別に定める採点表により評価し、その評価点を算出する。

(2) 各委員の評価点を合算した合計評価点を評価委員会で総合的に評価した上で、委員候補者の順位付けを行い、評価委員会の意見とする。

(3) 評価点の合計が5点以下となる者及び各評価項目（ただし、「多様な意見」は除く。）のうち、1つでも0点となる者は委員候補の要件を満たしていないものと判断し、(2)の順位付けの対象外とする。

2 委員長が必要と認める場合は、委員候補者の面接を行い、当該面接の結果を踏まえて総合的に評価することができる。

(報告)

第4 評価委員会は、前条により評価を行った後、委員候補者の評価結果を記載した報告書を作成し、知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月5日から施行する。

別表

区分	評価項目		評価基準
漁業者代表委員・遊漁者等代表委員	1	内水面の利用や生態系に関する識見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業や漁場の利用に関する知識及び知見があるか ・ 漁業または遊漁等（水産動植物の採捕、養殖又は増殖）に関する経験があり、現場に精通しているか ・ 地域を代表している者か
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 漁業者や地域からの信頼や指導力、調整力があるか
	3	多様な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者のうち、少ない比率の性別に属しているか ・ 若い世代の意見を反映できるか
学識経験委員	1	内水面の利用や生態系に関する識見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面の利用や生態系に関する知識及び知見があるか
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 資源増殖及び環境保全等の専門的な立場での判断や発言が期待できるか
	3	学識経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源増殖及び環境保全等に関する業務経験があるか ・ 水産関係大学を卒業した者か ・ その他、資源増殖及び環境保全等に関する知識等を有すると判断できるか
	4	多様な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者のうち、少ない比率の性別に属しているか ・ 若い世代の意見を反映できるか